

国民健康保険にご加入の人へ

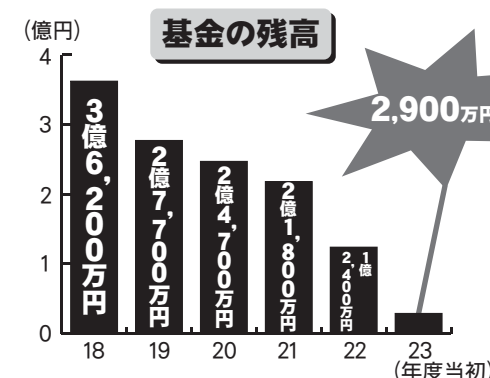
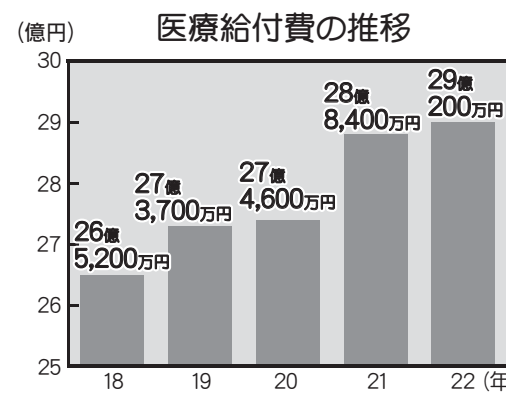
市の国保財政は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が急増しています。また、景気低迷に伴う所得への影響などから、歳入の確保が難しく、財源不足が深刻となっています。今月は、国保財政の状況についてお知らせします。

◆問い合わせ…市民保険課 57-8506

深刻化する国保運営、難しい財源対策

【医療費増】 医療費増

平成22年度は、歳入では国保税収が4,300万円の減で大幅に落ち込んでいます。一方、歳出では前年度には医療給付費が1億3,800万円の増加となっていました。22年度は1,800万円の増加に止まっています。しかし、前年度とほぼ同等の財源不足が生じて、9,500万円の基金の取り崩しを行いました。このことにより、18年度当初には3億6,200万円あった基金は、この5年間で2,900万円にまで減少しています。もはや今後の財源不足に対しては、基金だけで補うことはできない状況です。



【国保会計の維持に向けて】

市では、23～24年度の2年間、次の3つのことに取り組み、国保会計を維持する計画です。

- ①税率の引き上げ(23年度)
- ②特定健診事業に関わる一般会計からの繰入
- ③残りの基金を活用

しかし、予想以上に医療費が増加したり、国保世帯の所得が大幅に減少することがあれば、国保税収に影響してきます。24年度中には収支見通しをもとに、25年度に向けた新たな財源措置が必要になります。

保険料 国保>協会けんぽ 国保会計 赤字の危機

なぜ、国保税は高くなるのか?

右の表で、市国保と協会けんぽを比較してみます。市国保は、協会けんぽに比べて加入者の平均年齢と一人あたりの医療費が高く、一方で所得は低いにも関わらず、保険料には大きな違いがありません。市国保は、65歳以上の方が多く協会けんぽなどから交付金を受け入れ、さらに国庫金を含めた公費を確保しても、医療費の高さを補いきれていないのが実態であり、どうしても国保税が高くなってしまおうと考えられます。

国保会計を助けるために

国保世帯は高齢者や低所得者の割合が高く、増加していく医療費負担のすべてを国保税率の引き上げで補うことが困難な状況にあります。このままでは、どうしても一般会計からの赤字補てんが必要になります。ただし、この一般会計の財源を使うということは、国保世帯以外の方にも国保会計の負担をお願いすることになります。

みんなで支え合う

誰もがいずれは会社などを退職して「医療のセーフティネット」である国保に加入することになります。さらに、27年度以降はこれまでの一般国保と退職国保の区別がなくなり、すべての方が一般の国保加入者となります。

こうしたことから、病気になったときに、いつでも、どこでも、市民が安心して医療を受けられる国保の制度を維持していくために、一般会計からの繰り入れについて検討を進めます。

※協会けんぽ 中小企業等で働く従業員やその家族が加入

▼国保世帯と会社等の健康保険世帯の比較

| | 香南市国保 | 協会けんぽ |
|-----------------------------------|-------------------------|--|
| 加入者平均年齢 (平成21年度) | 50.8歳 | 36.2歳 |
| 加入者一人あたり医療費 (平成21年度) | 33.9万円 | 15.2万円 |
| 加入者一人あたり平均所得 (平成21年度) | 64万円 〔一世帯あたり117万円〕 | 139万円 〔一世帯あたり245万円〕 |
| 加入者一人あたり平均保険料 (平成21年度) <※事業主負担込み> | 8.1万円 〔一世帯あたり14.8万円〕 | 8.6万円 <※17.1万円> 〔被保険者一人あたり15.2万円<※30.3万円>〕 |

【厚生労働省資料から抜粋】

地域みんなで、虐待から子どもを守ろう。

「児童虐待防止法」では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務を課しています。相談通告は匿名でもできますし、虐待の事実がなかった場合でも責任を問われることはありません。

【地域の皆様へ】 近隣家庭の様子が おかしいと思ったら

「虐待かもしれない」と思ったら担当窓口および児童相談所までご相談ください。

■平日8時30分～17時15分
福祉事務所保健師・家庭相談員
57-85009

■健康対策課
57-7516

■夜間・休日・緊急時
高知県中央児童相談所
0800-8000-6791
香南警察署
55-0110

11月は、児童虐待防止推進月間です。全国的に児童虐待に関する相談件数の増加や、虐待により子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たない状況です。こういったことから児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題です。

虐待行為は、子どもの心身に深刻な影響をおよぼすため、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

【子育て中の方へ】 ひとりで 悩んでいませんか?

子育てがうまくいかない、いろいろなストレスから虐待してしまいがち、と悩んでいたら、まず相談してください。

悩みや心配ごとを誰かに話す(聞いてもらう)ことで、気持ちが軽くなったり良い方向に向かうきっかけになります。

「守るのは気づいたあなたのその勇氣」 平成23年度 児童虐待防止推進月間標語

虐待かも…と思ったらまず相談

◆問い合わせ 福祉事務所 57-8509



オレンジリボンは子どもの虐待防止のシンボルマークです



児童虐待とは…

「しつけ」や「愛情がある」といっても子どもにとって身体や心に苦痛を与える行為は「虐待」になります。

身体的虐待

なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかけるなど

心理的虐待

言葉による脅し、脅迫、無視、目の前でされる暴力(DV)など

児童虐待の種類

ネグレクト

適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車や家に置き去りにするなど

性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、ポルノグラフィーの被写体に強要するなど